

平成 14 年 12 月 20 日

各 位

東京都中央区日本橋一丁目 20 番 7 号  
松井証券株式会社  
代表取締役社長 松井 道夫  
(東京証券取引所第一部: 8628)  
問合せ先: 常務取締役経営企画部長 九鬼 祐一郎  
TEL: 03 (3281) 3146

## アカウント・プロテクションに係わる保険契約更改のお知らせ

松井証券は、平成 14 年 12 月 20 日、顧客資産を独自に補償する「アカウント・プロテクション(預かり資産包括補償制度)」のうち、金融機関等包括補償保険(FIB 保険)契約の更改を行いました。

今回、松井証券が契約更改した FIB 保険は、不測の事態により顧客資産の毀損が生じ、更に松井証券自体が経営破綻を来した場合であっても、投資者保護基金による補償(1 顧客あたり 1,000 万円までの顧客資産の補償)に加え、1 顧客あたり 10 億円までの顧客資産(但し、総てん補限度額の範囲内に限る)を補償することを目的とし、平成 11 年 12 月に松井証券が日本で初めて契約(購入)を行った保険です。(信用取引顧客の益金に係る FIB 保険は平成 15 年 3 月に契約更改の予定)

今回の契約更改に際しては、保険契約内容の特別な変更はありませんでしたが、契約期間が前回の 3 年から 1 年となりました。これは、昨年米国でのテロ事件以降、海外の再保険市場において、複数年で保険契約を締結することが非常に困難となったことによるものです。

FIB 保険への加入は、当初、松井証券 1 社のみであったことから、法令上の義務に基づき、顧客資産が適正に分別保管され、更に投資者保護基金による補償があれば、このような保険は必要ないとの見方もありました。松井証券としても、分別保管制度と投資者保護基金の補償への信頼感について異論を挟む余地はございません。

しかしながら、平成 12 年 4 月からの証券版ペイオフ解禁以降、顧客の安全志向の強まりを反映し、FIB 保険の加入はすなわち内部管理体制をより強固にすることの社内努力を外部に端的に示すことであり、顧客に対してその努力をアピールする有効な手段になり得るとの認識が他の証券会社の間にも広まってまいりました。(事実、同保険への加入には、海外再保険市場(英国ロイズ等)からの厳しい審査をクリアする必要があります)その結果、現在では、日興コーディアル証券、日興ビーンズ証券、いちよし証券も同保険に加入しており、同保険の加入は今や業界標準となりつつあります。

松井証券は、今後もアカウント・プロテクションの整備・拡充を図ることで、顧客資産の保護について万全の態勢を整えてまいります。

以 上

アカウント・プロテクションの詳細は下記 URL をご覧ください  
<http://www.matsui.co.jp/rule/service/acpro.html>